

第三次筑紫野市環境基本計画 市民パブリックコメントへの意見と回答

内 容	回 答
<p>P.11 施策1 推進分野2の項目「多様な生物の保全と外来生物対策」について</p> <p>国の外来種対策は「外来種被害防止行動計画」がベースとなっており、外来生物という用語は行政上は国外外来種のみを指すとされているので、ここでは「多様な生物の保全と外来種対策」が妥当と考えます。</p>	<p>外来種対策については、国外外来種だけでなく、国内外来種も対象に加える必要があると考えています。ご指摘のとおり、施策1 推進分野2の項目については、「多様な生物の保全と外来種対策」という文言に改めます。</p>
<p>P.11 施策1 推進分野3の項目 「里地里山の維持保全と環境配慮」について</p> <p>環境省では「里地里山保全再生」を掲げており、ここでは「里地里山の保全再生と環境配慮」が妥当と考えます。</p>	<p>推進分野の名称は、取り組みの内容を総括するものであり、本推進分野の取り組みの内容は、里地里山を維持していくこと、開発等に環境配慮を求めていくことであるため、「里地里山の維持保全と環境配慮」としております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>P.21 「推進分野2」について</p> <p>目指す姿において「外来生物の防除と希少生物の保護が適切に行われ、生態系が守られています」とありますが、生物多様性保全上は、多様な生物が生息する場の保全再生がもっとも重要であり、その中での外来種・希少種対策という順番になります。ここでは「多様な生物の生息場が保全再生され、外来種の防除や希少種の保全が適切に行われて、生態系が守られています」が妥当と考えます。</p>	<p>目指す姿は、取り組みの内容に即したものである必要があります。ご意見のように、多様な生物が生息する場を保全することは、重要な施策であると捉えています。計画期間中は、外来種対策や希少種の保護をはじめとする、「生態系が守られる」環境を目指した様々な施策を講じていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>P.21 「推進分野2」について</p> <p>環境指標の森における指標種発見割合を目標としていますが、本市には河川や池沼、農地などにも重要種が生息しています。後述するようにそもそも本市においては総合的な生物相調査がなされていないという問題があり、保全上重要な地域や指標種の選定が科学的に行っているのか不明です。調査実施、指標種選定を行った上で新しい指標種を選定し、その指標種の発見割合とすべきです。</p>	<p>生物相の調査については、専門的な知識や経費等が必要になるため、国や県の担当部局と連携して検討していく課題であると考えています。指標種の選定に関しては、個別の事業に対する貴重なご意見として賜り、今後の参考にいたします。</p>
<p>P.21 「推進分野3」について</p> <p>目指す姿において「森林や農地が管理され、里地里山の風景が維持されています」とありますが、林業や農業そのものも管理手法や農法などの方向性によっては生物多様性を損壊し得るものです。ここでは「森林や農地が適切に行われ、野生生物と共存する里地里山の風景が維持されています」が妥当と考えます。</p>	<p>森林や農地の管理にあたっては、生物多様性の保全についても考慮した上で実施していく予定です。このことから、ご意見を反映し、「森林や農地が適切に管理され、野生生物と共存する里地里山の風景が維持されています」という文言に改めます。</p>
<p>P.24 主な取り組みの1つめ「自然環境の調査による生態系の保全」について</p> <p>生物多様性保全を実施する上で何よりも重要なのは現状の市域における生物相の把握です。例えば太宰府市、大野城市、古賀市、福津市などでは予算を確保して専門業者や有識者委託による生物相調査を実施して、市域における生物相を把握し、これらの科学的データに基づいて生物多様性保全に関する施策を組み立てています。一方で本市においては近年こうした調査がまったくなされていません。したがって、本市においてもまずは、予算を確保して市域全体の生物相調査をきちんと行うべきであり、その上で、市域における生物多様性保全上重要な地域の把握や、希少種の分布状況の把握を行うべきです。</p>	<p>生物相の調査については、専門的な知識や経費等が必要になるため、国や県の担当部局と連携して検討していく課題であると考えています。自然環境調査については、データの活用方法などを考えた上で実施することで、より効果的な調査になることから、段階的に検討する必要があります。現段階では、「環境指標の森」におけるモニタリング調査を行いながら、生態系の保全を図りたいと考えてい</p>

<p>また、福岡県では 2013 年に生物多様性基本法に基づく法定計画として「福岡県生物多様性戦略」を策定しており、2018 年からは第 2 期行動計画も推進しています。その中で県内の市町村による生物多様性地域戦略策定の促進を目標として明記しており（県生物多様性戦略第 2 期行動計画 P.66）、すでに北九州市、福岡市、久留米市、福津市、古賀市などで策定が行われています。現在、国の環境政策の 3 本柱の一つは生物多様性保全（毎年環境白書とあわせて生物多様性白書が作成されている）であり、筑紫野市においても法定計画として環境基本計画とは独立した生物多様性地域戦略の策定を目標にすべきです。</p> <p>以上より、これに関連する「取組指標」として、「市域における生物相調査の実施による基盤情報の整備」、「生物多様性地域戦略策定」の 2 点を加えて欲しいと考えます。</p>	<p>ます。</p> <p>生物多様性地域戦略についても、策定することそのものではなく、策定した戦略を活用していくことに意義があると考えます。そのためには、どのように活用していくか十分に考証する必要があることから、本計画には「自然環境調査による生物多様性の保全」及び「侵略的な外来種の防除」、「生物多様性に関する情報の発信」という 3 つの取り組みを挙げ、取組指標についても、現在の指標をもって施策の進捗状況を把握していくことといたします。</p>
<p>P.24 主な取り組みの 2 つめ「特定外来生物の防除」について</p> <p>国の「外来種被害防止行動計画」に則り、ここでは特定外来生物だけを対象とするのではなく、侵略的な外来種を対象とすべきです。したがってここについては「侵略的な外来種の防除」を項目として、内容については「侵略的な外来種による生態系等への影響を小さくするため、防除計画に基づいた特定外来生物の捕獲、駆除に取り組みます」という文面が適切と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、外来種の防除に関する施策は、特定外来生物だけでなく、侵略的な外来種を対象として実行すべきであると考えます。主な取り組みの名称については、「侵略的な外来種の防除」と改めます。</p>
<p>P.25 「現状と課題」について</p> <p>やはり市域全体における生物相の基本情報が欠けているのが本市の大きな課題です。また「環境指標の森」におけるモニタリング調査の結果や、指標種設定の根拠も、そうした基盤情報がなくてはその妥当性の判断ができません。さらに本市の重要な環境である河川や池沼、農地周辺の生態系に関する視点が完全に抜け落ちています。それらの点について説明が必要と考えます。</p>	<p>河川や池沼、農地等については、本市における多様な生態系を育む重要な拠点であると考えています。「現状と課題」には、これらに関する記述を追加いたします。</p>
<p>P.27 「希少生物」について</p> <p>福岡県レッドデータブックホームページで検索すると筑紫野市には 90 種類の希少種・希少群落の分布が記されています。代表的な種も含めて、具体的に希少生物の保全対策としてどのような取り組みを行うかが記されていません。例えば個別の特に危機的な種については保全対策を強化するとか、水辺ビオトープ等の造成等で希少種の生息地再生を行うとか、具体的な希少種保全に対する目標を P.24 の取組指標において記述すべきと考えます。</p>	<p>希少種の保全については、現在も特に希少な種については、個別の保全策を講じているところです。種ごとの具体的な保全策や目標については、本計画ではなく、各事業の実施計画に記述すべき内容であると考えています。実施計画を策定する際には、貴重なご意見として賜り、参考にいたします。</p>
<p>P.28 主な取り組みの 1 つめ、「里地里山の維持保全と環境配慮」について</p> <p>農業支援は重要な項目ですが、環境基本計画においてはやはり「環境配慮型農法（減農薬や無農薬）の取組支援」「生物多様性に配慮した農林業ブランドの確立と認証」などの環境分野からの視点が必要と考えます。本市は福岡市や久留米市などの大都市にも隣接しており、環境配慮型農産物のブランド確立により販路の確保が期待できることから、こうした農業を支援することが本市における農業振興に直結し、生物多様性保全にもつながります。したがって「取組指標」においても、環境配慮型農産物を生産している農家の戸数、などの環境配慮型農業に対する何らかの設定が必要と考えます。</p>	<p>本推進分野の取組指標には、「農業者を支援する取り組みの内容」という指標を設けています。この指標は、地球温暖化防止や生物多様性などに配慮した営農活動に取り組む農家への補助事業など、環境の視点から見た農業者への支援について把握するものであり、ご意見いただいた内容に沿える指標になると考えます。</p>
<p>P.28 主な取り組みの 4 つめ、「開発行為等における適切な環境配慮」について</p> <p>特に本市域で希少な生物の生息が確認された場合には、開発規模によらず保全のための協議を行うなどの方針を示していただきたいと考えます。</p>	<p>開発行為等における環境配慮については、「筑紫野市環境配慮に関する要綱」に基づき協議を行っています。本要綱では、開発面積によって事前協議の対象となる事業を定めていることから、「一定規模以上の開発に際しては」という記述としていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>

<p>P.29 「現状と課題」について</p> <p>農家減少に伴う耕地面積の減少は全国的な現象であり、本頁で触れた対策はもちろん重要ですが、これだけで実際に解決する可能性は低く、現実的には休耕地は増加していくことが不可避な状況です。したがってその前提のもと、休耕地を活用した生物多様性保全活動の可能性や治水上の重要性などについても触れていただきたいと思います。また、休耕地の増加・放置はイノシシやニホンザルをはじめとする獣害の増加を招くことから、休耕地対策を絡めた視点での記述が必要と考えます。</p>	<p>農地の休耕地対策については、ご意見の通り、獣害対策や生物多様性、治水の考え方からも必要であると考えます。「現状と課題」については、これらの視点に基づいた記述を追加いたします。</p>
<p>P.42 「推進分野 3」について</p> <p>「再度災害防止の観点から、森林の管理や河川の復旧工事を行います」とありますが、国土交通省では「美しい山河を守る災害復旧基本方針」において、激甚的な災害においても常に自然環境や生物多様性に配慮した復旧工事の推進をするよう求めています。環境基本計画という性質上、この点について「自然環境に配慮しつつ、再度災害防止の観点から、森林の管理や河川の復旧工事を行います」という形にすべきと考えます。</p>	<p>災害復旧工事については、ご意見の通り、生物や自然環境への影響が少なくなるような工事を行っています。推進分野 3 の主な取り組みについては、ご意見を参考に記述いたします。</p>
<p>P.43 「現状と課題」について</p> <p>国土交通省が挙げている「流域治水」の考え方についての紹介も必要と考えます。特に遊水池造成や農地（水田）と休耕地を活用した氾濫抑制対策、低湿地の宅地開発抑制は、生物多様性保全にも関係の深いものであり、環境基本計画においては流域治水の中で、その関連性を明記すべきと考えます。</p>	<p>流域治水については、減災の観点からも必要な考え方であると捉えています。本市の河川が関係するプロジェクトについては、現在協議段階であることから、今後、具体的な取り組み等を開始した際に、事業等にも取り入れていく課題であると考えます。</p>
<p>P.48 主な取り組み 1 つめ「市民生活に身近な生きものに関する地域解決力の向上」について</p> <p>屋外におけるペット動物（猫）の対策は、生物多様性保全、公衆衛生、動物愛護の 3 点から重要です。今後はワンヘルスの観点からも、最終的には屋外にいる猫をゼロにしていく方向にすべきであり、地域猫活動はその途中経過であるべきです。こうした方針は環境省や厚労省も進めているものです。したがって主な取り組みの中にある「地域猫活動を推進し」の部分は、「屋外にいるペットをゼロにすることを目指して地域猫活動を推進し」、とすべきと考えます。</p>	<p>福岡県では、地域猫活動の推進を図ることにより、「猫に起因する生活環境被害を軽減すること」及び「猫の引取数の減少に寄与すること」を目的として補助事業等を実施しており、本市でも、その目的に沿って地域猫活動を推進しています。</p> <p>屋外にいる「ペット」とすると、飼い犬等も含まれることから、文章については原案の通りといたします。</p>
<p>P.49 「現状と課題」について</p> <p>上述と同様に地域猫活動の取組の目的は生物多様性保全、公衆衛生、動物愛護、ワンヘルスなどに関連することから、そうした部分の説明が必要と考えます。</p>	<p>地域猫活動の取り組みの目的は、「猫に起因する生活環境被害を軽減すること」及び「猫の引取数の減少に寄与すること」であると考えています。現状と課題については、ご意見を参考に記述いたします。</p>
<p>P.51 「現状と課題」について</p> <p>都市公園においても生物多様性保全の視点は不可欠であり、特に樹種選定においても侵略性のない外来種や地域の遺伝的多様性に配慮した方針が必要と考えます。環境省が作成した「自然公園における法面緑化指針」等に準拠した方針での樹木選定を行うことを示すべきと考えます。</p>	<p>都市公園の樹木、街路樹等については、ご意見の通り、生物多様性に配慮して選定を行う必要があると考えます。管理面、安全面を考慮した上で、在来の植物を優先し、外来緑化植物を選定する場合は侵略性のないものを選ぶなどの方針を「現状と課題」に追加いたします。</p>